

徳島県保健医療計画（第6次改定）について

1 医療計画について

医療計画は、昭和60年の第1次医療法改正により、都道府県が策定することとされた医療を提供する体制の確保に関する計画。

2 経緯等

昭和60年	第1次医療法改正（医療計画制度創設）
昭和62年11月	「徳島県地域医療計画」策定
平成4年9月	「徳島県保健医療計画」（第2次改定）
平成9年9月	第3次改定
平成14年9月	第4次改定
平成20年3月	第5次改定
平成25年3月	第6次改定（平成25年4月施行、計画期間：H25～H29）

3 現計画との主な変更点

本年3月、新たな医療計画策定に向け、国が「基本方針」等を改正。

(1) 2次医療圏の設定について

人口20万人未満の2次医療圏につき、入院医療を一体の区域として提供できているか検証。特に流入患者割合が20%未満、流出患者割合が20%以上の場合は見直しを検討。

(2) 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進

課題の抽出、数値目標の設定、目標を達成するための施策・事業の策定、施策・事業の進捗状況等の評価を行い必要に応じた見直し、住民への公開等プロセスを明示。

(3) 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

居宅等における医療体制構築に関する指針を示し、他の疾病・事業と同様、県が達成すべき数値目標や施策・事業等を記載。

(4) 精神疾患の医療体制の構築について

計画に定める疾患として新たに精神疾患を追加。医療体制構築に係る指針を策定し、病期や個別の状態像に対応した適切な医療体制を構築。

(5) 医療従事者の確保に関する事項について

地域医療支援センターにおいて実施する事業等を記載。

(6) 災害等における医療体制の見直しについて

東日本大震災を踏まえた災害医療体制の構築。

4 記載すべき事項（医療法第30条の4）

(1) 5疾病及び5事業並びに在宅医療の目標、医療連携体制に関する事項

※5疾病…がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、●**精神疾患**

※5事業…救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

(2) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項

(3) 医療従事者の確保に関する事項

(4) 医療の安全の確保に関する事項

(5) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項

(6) 基準病床数に関する事項

(7) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

徳島県保健医療計画改定スケジュール（案）

平成24年 3月 医療審議会（新たな保健医療計画について）

8月 県民意識調査実施
医療施設機能調査実施

9月 第1回 医療審議会（骨子案等）

11月 医療対策部会（原案検討）
第2回 医療審議会（諮問・原案審議）

12月 県議会11月定例会（原案報告）
市町村・関係団体意見聴取
パブリックコメントの実施（～1月）

平成25年2月 医療対策部会（修正案検討）
第3回 医療審議会（最終案審議・答申）
県議会2月定例会（最終案報告）

3月 計画決定

4月 計画の公示，新計画施行

新たな徳島県保健医療計画の体系(案)

現在の医療計画 【徳島県保健医療計画(第5次改定)】	新たな医療計画(案) 【徳島県保健医療計画(第6次改定)】
<p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>第2節 計画の基本理念</p> <p>第3節 計画の性格</p> <p>第4節 計画の期間</p> <p>第2章 本県の医療を取り巻く環境</p> <p>第1節 人口の動向</p> <p>第2節 疾病の動向</p> <p>第3節 保健医療施設の状況</p> <p>第3章 保健医療圏の設定</p> <p>第1節 保健医療圏の趣旨</p> <p>第2節 保健医療圏の設定</p> <p>第3節 基準病床数</p> <p>第4章 本県の保健医療提供体制</p> <p>第1節 医療機関の機能分化と連携</p> <p>1 地域の医療機関の機能分化と連携</p> <p>2 地域医療支援病院の整備目標</p> <p>3 公的病院等の役割</p> <p>4 総合メディカルゾーン構想の取組</p> <p>第2節 疾病に対応した医療提供体制の整備</p> <p>1 がんの医療体制</p> <p>2 脳卒中の医療体制</p> <p>3 急性心筋梗塞の医療体制</p> <p>4 糖尿病の医療体制</p> <p>第3節 課題に対応した医療提供体制の整備</p> <p>1 救急医療体制の整備</p> <p>2 小児医療体制の整備</p> <p>3 周産期医療体制の整備</p> <p>4 災害医療体制の整備</p> <p>5 へき地医療体制の整備</p> <p>第4節 在宅医療体制の整備</p> <p>第5節 安全な医療の提供</p> <p>第6節 保健医療施策の推進</p> <p>1 健康危機管理対策</p> <p>2 健康増進(健康徳島21の推進)</p> <p>3 母子保健医療対策</p> <p>4 高齢者保健医療福祉対策</p> <p>5 精神保健医療福祉対策</p> <p>6 障害者(児)保健医療福祉対策</p> <p>7 結核・感染症対策</p> <p>8 難病等対策</p> <p>9 臓器移植対策</p> <p>10 歯科保健医療対策</p> <p>11 血液の確保・適正使用対策</p> <p>12 医薬品等の適正使用対策</p> <p>13 快適な環境衛生の確保</p> <p>14 食品等の安全確保</p> <p>15 安全な水の確保</p> <p>16 動物由来感染症の予防</p> <p>17 医療に関する情報化の推進</p> <p>第7節 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組</p> <p>第5章 保健医療従事者の状況及び養成・確保と資質の向上</p> <p>第1節 地域医療対策協議会の取組</p> <p>第2節 保健医療従事者の状況</p> <p>1 医師</p> <p>2 歯科医師</p> <p>3 薬剤師</p> <p>4 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)</p> <p>5 診療放射線技師、臨床検査技師</p> <p>6 リハビリテーション関係職種 (理学療法士・作業療法士、言語聴覚士)</p> <p>7 歯科衛生士・歯科技工士</p> <p>8 管理栄養士・栄養士及びその他の医療従事者</p> <p>第3節 保健医療従事者の養成・確保と資質の向上 1～8</p> <p>第6章 事業の評価及び見直し</p> <p>【資料】 徳島県小児科・産科集約化検討協議会報告書 策定経緯 徳島県医療審議会委員名簿 用語の解説</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>第2節 計画の基本理念</p> <p>第3節 計画の性格</p> <p>第4節 計画の期間</p> <p>第2章 本県の医療を取り巻く環境</p> <p>第1節 人口の動向</p> <p>第2節 疾病の動向</p> <p>第3節 保健医療施設の状況</p> <p>第3章 保健医療圏の設定</p> <p>第1節 保健医療圏の趣旨</p> <p>第2節 保健医療圏の設定</p> <p>第3節 基準病床数</p> <p>第4章 本県の保健医療提供体制</p> <p>第1節 医療機関の機能分化と連携</p> <p>1 地域の医療機関の機能分化と連携</p> <p>2 地域医療支援病院の整備目標</p> <p>3 公的病院等の役割</p> <p>4 総合メディカルゾーン構想の取組</p> <p>5 広域医療連携の取組</p> <p>第2節 疾病に対応した医療提供体制の整備</p> <p>1 がんの医療体制</p> <p>2 脳卒中の医療体制</p> <p>3 急性心筋梗塞の医療体制</p> <p>4 糖尿病の医療体制</p> <p>5 精神疾患の医療体制</p> <p>第3節 課題に対応した医療提供体制の整備</p> <p>1 救急医療体制の整備</p> <p>2 小児医療体制の整備</p> <p>3 周産期医療体制の整備</p> <p>4 災害医療体制の整備</p> <p>5 へき地医療体制の整備</p> <p>6 在宅医療体制の整備</p> <p>第4節 安全な医療の提供</p> <p>第5節 保健医療施策の推進</p> <p>1 健康危機管理対策</p> <p>2 健康増進(健康徳島21の推進)</p> <p>3 母子保健医療対策</p> <p>4 高齢者保健医療福祉対策</p> <p>5 障害者(児)保健医療福祉対策</p> <p>6 結核・感染症対策</p> <p>7 難病等対策</p> <p>8 臓器移植対策</p> <p>9 歯科保健医療対策</p> <p>10 血液の確保・適正使用対策</p> <p>11 医薬品等の適正使用対策</p> <p>12 快適な環境衛生の確保</p> <p>13 食品等の安全確保</p> <p>14 安全な水の確保</p> <p>15 動物由来感染症の予防</p> <p>16 医療に関する情報化の推進</p> <p>第6節 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取組</p> <p>第5章 保健医療従事者の状況及び養成・確保と資質の向上</p> <p>第1節 地域医療対策協議会の取組</p> <p>第2節 地域医療支援センター等の取組 (医師の現状とセンター他、医師確保等の取組みと目標)</p> <p>第3節 保健医療従事者の状況</p> <p>1 歯科医師</p> <p>2 薬剤師</p> <p>3 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)</p> <p>4 診療放射線技師、臨床検査技師</p> <p>5 リハビリテーション関係職種 (理学療法士・作業療法士、言語聴覚士)</p> <p>6 歯科衛生士・歯科技工士</p> <p>7 管理栄養士・栄養士及びその他の医療従事者</p> <p>第4節 保健医療従事者の養成・確保と資質の向上 1～8</p> <p>第6章 事業の評価及び見直し</p> <p>【資料】 策定経緯 徳島県医療審議会委員名簿 用語の解説</p>